

事 務 連 絡  
令和 7 年 3 月 31 日

各 都道府県・市町村 民生主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局保護課長

「生活保護問答集について」の一部改正について

今般、「生活保護問答集について」（平成 21 年 3 月 31 日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、令和 7 年 4 月 1 日から適用することとしたので、御了知の上、保護の実施に遺漏のないよう御配慮願います。

(新 旧 対 照 表)

改正後	現 行
<p>第1編 保護の実施要領</p> <p>第1 世帯の認定</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>問1-50-2〔世帯分離できる教育訓練施設の種類の種類〕</p> <p>局第1の5の(3)に基づき世帯分離できる学校として、職業能力開発促進法に規定する職業能力開発大学校は含まれると解してよいか。</p> </div> <p>(答) お見込みのとおり。その他、以下の教育訓練施設も同様に含まれる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 学校教育法第58条第2項(同法第70条第1項において準用する場合を含む。)に規定する高等学校及び中等教育学校(後期課程)の専攻科</li> <li>2 職業能力開発促進法第15条の7第1項第2号に規定する職業能力開発短期大学校及び同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校</li> <li>3 国立研究開発法人水産研究・教育機構法第12条第1項第5号に規定する業務に係る国立研究開発法人水産研究・教育機構の施設</li> <li>4 独立行政法人海技教育機構法第11条第1項第1号に規定する業務に係る独立行政法人海技教育機構の施設</li> <li>5 <u>国立健康危機管理研究機構法第23条第1項第12号に規定する国立健康危機管理研究機構及び</u>高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律第<u>3条の2</u>に規定する国立高度専門医療研究センターの職員の養成及び研修</li> </ol>	<p>第1編 保護の実施要領</p> <p>第1 世帯の認定</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>問1-50-2〔世帯分離できる教育訓練施設の種類の種類〕</p> <p>局第1の5の(3)に基づき世帯分離できる学校として、職業能力開発促進法に規定する職業能力開発大学校は含まれると解してよいか。</p> </div> <p>(答) お見込みのとおり。その他、以下の教育訓練施設も同様に含まれる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 学校教育法第58条第2項(同法第70条第1項において準用する場合を含む。)に規定する高等学校及び中等教育学校(後期課程)の専攻科</li> <li>2 職業能力開発促進法第15条の7第1項第2号に規定する職業能力開発短期大学校及び同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校</li> <li>3 国立研究開発法人水産研究・教育機構法第12条第1項第5号に規定する業務に係る国立研究開発法人水産研究・教育機構の施設</li> <li>4 独立行政法人海技教育機構法第11条第1項第1号に規定する業務に係る独立行政法人海技教育機構の施設</li> <li>5 高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律第<u>16条第6号</u>に規定する国立高度専門医療研究センターの職員の養成及び研修を目的として看護に関する学理及び技術の教授及び研究並びに研修を行う施設</li> </ol>

を目的として看護に関する学理及び技術の教授及び研究並びに研修を行う施設

問1-56〔世帯分離により就学している者の医療費等の取扱い〕

世帯分離の取扱いを受けて大学等で就学している者が病気にかかり、医療費の支出ができない場合や、妊娠・出産に伴い休学するような場合は保護を適用してよいか。

(答) 世帯分離の条件として、生活が維持されることが前提であるから、通学しながら治療できる程度の病気にかかった場合は、その医療費は本来「生活の維持」の範囲内のものであるから、保護をすべきではない。しかし、一定期間通学が困難となるような病気にかかった場合や、妊娠・出産に伴い休学するような場合には、出身世帯員とともに世帯を単位として保護の要否及び程度を判断し保護をすべきである。その後病気がなおって再び通学をはじめたときは、当然その者を世帯分離しなければならない。

なお、世帯分離され被保護者でなくなった者は、国民健康保険の被保険者となることができるから世帯分離の取扱いに際して十分これを指導しておく必要がある。

問1-57〔大学就学者の医療費等の取扱い〕

大学で就学している単身者が病気のため入院したが出身世帯がなく、自力等によるその医療費の支出が不可能である場合や、妊娠・出産に伴い休学している場合の取扱いはどうするか。

問1-56〔世帯分離により就学している者の医療費の取扱い〕

世帯分離の取扱いを受けて大学等で就学している者が病気にかかり、医療費の支出ができない場合は医療扶助を行ってよいか。

(答) 世帯分離の条件として、生活が維持されることが前提であるから、通学しながら治療できる程度の病気にかかった場合は、その医療費は本来「生活の維持」の範囲内のものであるから、保護をすべきではない。しかし、一定期間通学が困難となるような病気にかかった場合には、出身世帯員とともに世帯を単位として保護の要否及び程度を判断し保護をすべきである。その後病気がなおって再び通学をはじめたときは、当然その者を世帯分離しなければならない。

なお、世帯分離され被保護者でなくなった者は、国民健康保険の被保険者となることができるから世帯分離の取扱いに際して十分これを指導しておく必要がある。

問1-57〔大学就学者の医療費の取扱い〕

大学で就学している単身者が病気のため入院したが出身世帯がなく、自力等によるその医療費の支出が不可能である場合の取扱いはどうするか。

(答) 大学で就学する者に対しては本来法による保護は行われないのであるが、設問のごとく病気のため入院し働くことができない者や、妊娠・出産に伴い休学している者に対してまで、大学に在籍していることを理由に保護を拒むのは適当といえない。通常の手続により要否及び程度の判定を行って保護するとともに、休学等の手続をとり授業料その他の負担を免れるよう指導すべきである。なお、出身世帯がある者については、世帯を単位として要否判定を行わなければならない。

第2～6 略

#### 第7 最低生活費の認定

##### 問7-23 [家族介護料の認定-その1]

いわゆる家族介護料の対象となっている障害者が入院した場合であって、世帯員が引き続き介護にあたっている場合は、この介護料を認定して差し支えないか。

(答) 重度障害者が入院した場合であっても、一般の入院患者と同様、医療機関における看護によって対応すべきものであるため、この介護料は認定できない。

##### 問7-23-2 [家族介護料の認定-その2]

家族介護料について、  
(1) 告別表第1第2章の2の(4)  
に規定する「障害により日常生活のすべてについて介護を必要とするもの」  
とは具体的にはどのような状況を指すのか。

(答) 大学で就学する者に対しては本来法による保護は行われないのであるが、設問のごとく病気のため入院し働くことができない者に対してまで、大学に在籍していることを理由に保護を拒むのは適当といえない。通常の手続により要否及び程度の判定を行って保護するとともに、休学等の手続をとり授業料その他の負担を免れるよう指導すべきである。なお、出身世帯がある者については、世帯を単位として要否判定を行わなければならない。

第2～6 略

#### 第7 最低生活費の認定

##### 問7-23 [家族介護料の認定]

いわゆる家族介護料の対象となっている障害者が入院した場合であって、世帯員が引き続き介護にあたっている場合は、この介護料を認定して差し支えないか。

(答) 重度障害者が入院した場合であっても、一般の入院患者と同様、医療機関における看護によって対応すべきものであるため、この介護料は認定できない。

(新設)

(2) 障害福祉サービスを利用している場合にも家族介護料を算定するのか。

(3) 被保護世帯に家族介護料の算定対象となる障害者が複数人ある場合はどのように算定するのか。

(答) (1) 障害により、食事、排便、入浴の3つの基本動作のすべてについて介護を必要とする状況をいう。

(2) 福祉サービスを受けていることをもって一律に認定できないものではないが、保護の実施機関において、同一世帯に属する者の介護の実態等を踏まえて適切に認定する必要がある。

なお、同一世帯の世帯員が日常的かつ継続的に介護している場合に認定するものであること。

(3) 同一世帯に属する者が複数人に対して介護している場合には、介護の対象となる障害者にそれぞれ加算を認定して差し支えない。

問7-124 [代理納付の対象]

住宅扶助費の代理納付の対象には、家賃以外の敷金等も含まれるのか。

(答) 法第33条第4項の規定により交付する保護金品は、住宅扶助費のことであることから、住宅扶助費として被保護者に支払う保護金品については、全て代理納付の対象となるものである。よって、家賃以外の間代・地代、敷金及び礼金、また住宅維持費等についても代理納付の対象となるものである。

なお、代理納付の実施にあたっては、「生活保護法第37条の2に規定する保護の方

問7-124 [代理納付の対象]

住宅扶助費の代理納付の対象には、家賃以外の敷金等も含まれるのか。

(答) 法第33条第4項の規定により交付する保護金品は、住宅扶助費のことであることから、住宅扶助費として被保護者に支払う保護金品については、全て代理納付の対象となるものである。よって、家賃、間代・地代、敷金及び礼金、また住宅維持費等についても代理納付の対象となるものである。

法の特例（住宅扶助の代理納付）に係る留意事項について」（平成 18 年 3 月 31 日社援保発 0331006 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）を確認されたい。

(削除)

問7-126〔代理納付の対象者ーその1〕

代理納付を行う対象者については、家賃滞納者、公営住宅の入居者及び住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第10条第5項に規定する登録住宅の入居者に限定されないのか。

（答）住宅扶助費を代理納付の対象とした趣旨は、住宅扶助として使途を限定された住宅扶助費を一般生活費に充当することは生活保護法の趣旨に反するものであり、住宅扶助費が家賃等の支払いに的確に充てられる必要があるということであるが、これは家賃滞納者等に限らず、住宅扶助を受給する全ての被保護者に求められることであるので、「生活保護法第 37 条の 2 に規定する保護の方法の特例（住宅扶助の代理納付）に係る留意事項について」（平成 18 年 3 月 31 日社援保発 0331006 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）の 2（5）において示しているとおり、代理納付の対象者についても家賃滞納者等に限らず、実施機関において適宜代理納付の対象者を定めることとして差し支えない。

<p>(削除)</p>	<p><u>問7-126-2〔代理納付の対象者—その2〕</u> <u>「生活保護法第37条の2に規定する保護の方法の特例（住宅扶助の代理納付）に係る留意事項について」（平成18年3月31日社援保発0331006号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）において、住宅扶助について、原則、代理納付を適用する場合について示しているが、それ以外に住宅扶助代理納付を積極的に活用すべき対象者にはどのようなものが該当するか。</u></p> <p><u>（答）代理納付を積極的に活用すべき対象者としては、成年後見人制度を現に利用している者、社会福祉協議会等が行う福祉サービス利用援助事業を利用している者など福祉事務所が必要と判断した者があげられる。</u></p>
<p>第8 収入の認定</p> <p><u>問8-29-3〔インターネット等を活用した収入の取扱い〕</u> <u>インターネット等を活用した以下の収入について、どのように認定すべきか。</u> <u>（1）動画配信収入や広告収入、フリーマアプリーを用いた収入</u> <u>（2）クラウドファンディングで得た収入</u></p> <p><u>（答）（1）については、原則として、次第8の3の（2）のエの（イ）の「不動産又は動産の処分による収入、保険金その他の臨時的収入」として認定すること。ただし、企業から業務委託を受けている場合や、営利を目的として反復継続して営んでおり就労</u></p>	<p>第8 収入の認定 (新設)</p>

収入として認めることが適当な場合には、就労収入（事業（自営）収入）として取り扱うこと。

なお、商品の売却に伴い付与されるポイントについては、基本的には現金と同様に使用できるものであることから、現金と同様に取り扱うこと。

（２）について、クラウドファンディングによる収入については、その趣旨・目的を踏まえて、個別に判断する必要がある。

具体的には、保護の実施機関において、クラウドファンディングの趣旨・目的が当該世帯の自立更生を目的としたものであると認める場合には、次第８の３の（３）のエとして自立更生のために充てられる額を収入として認定しないこととして差し支えないが、その他の場合は、次第８の３の（２）のイの「仕送り、贈与等による収入」として認定すること。

問8-51-2〔死後事務委任費用の認定〕

課第８の４０の答の（２）のセにあてられる額について、自立更生費用を認定するにあたっての留意点はあるか。

（答）当該規定は、死後の葬祭執行や残置物の処理などの事務を行う者がいない単身の高齢者世帯等を想定している。

また、死後において適正に委任事務が執行される必要があるため、地方公共団体が死後事務委任について施策として実施する場合や、適正な事務執行が確保されると認められる社会福祉協議会等に委任する場合に認められるものであること。

なお、実際に死後事務委任を行ったことを委任契約書等の挙証資料により確認する

（新設）

こと。

第9～12 略

第13 その他

問13-10〔死亡後の費用返還〕

死亡時まで生活保護法による保護を受けていた者について、法第18条第2項第1号の規定による葬祭扶助を行う場合、当該死亡者の遺留金品が相当あり、葬祭費に充当してなお残金が生ずる場合はこれに対して法第63条による費用返還措置を採るべきか。

(答) 生活保護法第76条にいう保護費とは、法第18条第2項の規定による葬祭扶助を行うための保護費のみをいうのであって、これ以外の保護費は本条に規定する費用充当の対象となるものではない。したがって、設例のごとく当該死亡者の遺留資産を葬祭扶助費に充当しても、なお残金がある場合には、葬祭扶助費以外の保護費を対象として法第63条の規定を適用すべきものではなく、すべて施行規則第22条第2項及び第3項により措置すべきものである。

しかしながら、当該死亡者が、生存中、相当の不動産を有しながら現実には買手がない等のため資力があるにもかかわらず保護を受けていたかまたは不実の申請その他不正な手段により保護を受けていたことが明らかである場合には、生存中の保護費について法第63条又は第78条の規定による費用返還の問題が生ずるが、この費用返還義務は相続人に承継されるものと解されるので、この場合は相続人に対し、相続人不存在のときは相続財産清算人に対して費用返還を請求することとなる。

第9～12 略

第13 その他

問13-10〔死亡後の費用返還〕

死亡時まで生活保護法による保護を受けていた者について、法第18条第2項第1号の規定による葬祭扶助を行う場合、当該死亡者の遺留金品が相当あり、葬祭費に充当してなお残金が生ずる場合はこれに対して法第63条による費用返還措置を採るべきか。

(答) 生活保護法第76条にいう保護費とは、法第18条第2項の規定による葬祭扶助を行うための保護費のみをいうのであって、これ以外の保護費は本条に規定する費用充当の対象となるものではない。したがって、設例のごとく当該死亡者の遺留資産を葬祭扶助費に充当しても、なお残金がある場合には、葬祭扶助費以外の保護費を対象として法第63条の規定を適用すべきものではなく、すべて施行規則第22条第2項及び第3項により措置すべきものである。

しかしながら、当該死亡者が、生存中、相当の不動産を有しながら現実には買手がない等のため資力があるにもかかわらず保護を受けていたかまたは不実の申請その他不正な手段により保護を受けていたことが明らかである場合には、生存中の保護費について法第63条又は第78条の規定による費用返還の問題が生ずるが、この費用返還義務は相続人に承継されるものと解されるので、この場合は相続人に対し、相続人不存在のときは相続財産管理人に対して費用返還を請求することとなる。

第 14 略

第 14 略